

個人情報保護審議会（第78回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成16年12月22日（水）午前10時10分から午前11時40分まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号

兵庫県民会館9階 902号室

2 出席委員の氏名

山下 淳 岸本 洋子 伊藤 潤子 藪野 正昭

3 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名（事務局）

県民情報室

県民情報室長

浜田 充啓

主幹兼個人情報・行政手続係長

井上 勝文

県民情報室

中谷 真紀子

県民情報室

桂 和久

4 会議に付した案件の名称

調査審議事項

(1) 報告事項

中間とりまとめに対するパブリックコメントの結果等について

(2) 調査審議事項

諮問受付番号15-4号案件（個人情報保護条例の改正について）

警察の実施機関入りに係る例外取扱いについて

5 議事の要旨

(1) 報告事項

委員：事務局より中間とりまとめに対するパブリックコメントの結果等について報告していただく。

事務局より中間とりまとめに対するパブリックコメントの結果等について報告が行われた。

委員：意見への考え方は県の考え方か。

事務局：そうである。審議会の中間とりまとめに対するご意見であるから、審議会の意見を十分踏まえた上で、考え方を示す予定であり、本日記載しているのは案である。

委員：オンライン結合について、「刑事法の執行、あるいは準刑事司法手続きによる捜査・調査等を目的としたオンライン結合については、結合するときに相当な理由がある場合は、審議会の意見聴取しないで行える」とあるが、限定を付けて欲しいという趣旨か。

事務局：はい。

委員：それでは、引き続き警察の実施機関入りに係る例外取扱いについ

て事務局より説明していただく。

事務局より警察の実施機関入りに係る例外取扱いについて説明が行われた。

委員： これまでの議論を踏まえ、事務局において各委員から個別に御意見を伺ったものを最大公約数的に整理したものをお示ししている。委員よりご意見等を伺いたいと思うが、事務局に1つ確認させていただきたい。届出について、目的外の利用・提供は必要ないのか。

事務局： 目的外に利用することがある例として、警察から提出された具体例については、それが稀なケースなのか、通常そうなのか、また、目的内の利用提供なのか、もう少し精査が必要である。基本的には、一般原則が適用されると考えている。

委員： 届出については、収集の制限の例外を設ける必要はないと思う。

委員： 例外扱いする必要はないが、法令の定め、審議会に諮問して例外扱いとなる場合があることを含めた基本原則という意味でよいか。

事務局： そうである。

委員： 個人の生命、身体及び財産の保護に関することで、審議会に諮問することがあるということか。

事務局： はい。

委員： 本人収集の原則、センシティブ情報の収集の禁止、利用・提供の制限すべてについて同様の例外規定を設けるのか。

事務局： 本来、それらについて個別に考えなければならないが、本件の場合、個別に考えた結果、同じ例外規定が必要ではないかと思う。

委員： 犯罪の予防、鎮圧、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持すべてを3つの原則の例外とする趣旨か。

事務局： そのとおりである。

委員： 資料P2の2(2)ア(イ)検討に、高度の秘匿性が求められることという記載があるが、どのような趣旨か。

委員： 収集の場面について考えると、個人情報収集していること自体が、本人及び第三者に知られてはいけないという趣旨である。利用、提供についても同様である。

委員： 許可については、公共の安全と秩序の維持に含まれる概念であることから、例外にするのか。

事務局： 基本的には、例外とすることが適切と考えている。

委員： 本人収集の例外の必要性の検討については、審議会が関与するのか。

事務局： 現行で例外扱いとなっているものは、例外となる。その他は、他の実施機関と同様の取扱いとなる。

委員： つまり、個人の生命、身体及び財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認めるとき等の規定は、他の実施機関と同じ運用となるのか。

委員： そうである。

- 委員： 緊急かつやむを得ないという場合に多くが該当するのではないかという気がする。
- 委員： 相談、苦情対応については、既に例外が認められている。巡回による世帯確認、家出入の捜索については、場合によっては緊急かつやむを得ない場合に含まれると思うが、通常の場合は含まれないなど、ケースによって異なると思う。緊急かつやむを得ない場合については、生命等の保護と犯罪の予防、公共安全等と重なってくると思う。
- 委員： 警察法第2条第1項後段の文言で整理されているが、犯罪の鎮圧、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りについては現実的な問題だと思う。
- 委員： 現実の警察活動において、犯罪の予防、捜査を明確に線引きすることは難しいと思う。極端な事例であれば、対象外と言えるが、個別の事例を見てみないとわからないのではないか。
- 委員： 現実には、訴訟でも起こらない限り、線引きをすることはできないと思う。
- 委員： 犯罪の予防というのは、犯罪が起こる前の活動で、犯罪が起こったときに、情報を収集することは、犯罪捜査の問題である。予防でも犯罪の発生に密接に関係するわけで、これと個人情報保護との関係を明確にすることは難しい。
- 委員： 警察法第2条第1項後段を例外とするととき、犯罪の予防について限定をかけることはできないか考えてもみたが難しい。具体的な運用の積み重ね以外ない。
- 委員： 難しいと思う。また、犯罪の予防として想定されているものを言い換えることは難しい。
- 委員： 交通の取締りについては、その他公共安全と秩序に含まれるので、明記してもしなくても同じではないか。
- 委員： 交通の取締りは、警察の代表的な活動であり、条例規定の範囲を県民に明確に示す上で明記することが適当である。また、例外を設けるにあたっては、既存の概念を用いることが通常であることから、記載することが適当である。
- 委員： 一応、警察法第2条第1項後段での議論となったが、事務局に確認したいが、全国的な状況はどうか。
- 事務局： 聞き取り調査を行ったところ、現在、警察法2条後段を例外とするものがほとんどで、主流であると言える。
- 委員： 警察活動については、取り扱う個人情報の内容等については、犯罪等に関連するものなどセンシティブなものが多い。また、犯罪に適切に対応するためには、警察庁や都道府県警察が相互に密接な連携をとりながら共同で処理するなどの必要があり、全国的な斉一性が確保される必要もある。そこで、一定の例外取扱いを認める必要

性はあると考える。

一定の例外を設けることはやむを得ないということについては委員の一致した意見であり、その最大公約数的なものとして、第2条第1項後段が示されたところである。

委員：　そこで、警察法第2条第1項後段の概念をもって例外とする考え方もある。それも一つの考え方であるし、それはそれで良いと思う。

しかし、一方では、全国的な斉一性にも配慮しながら、これよりはもう少し絞ったような概念をもって例外とする考え方がないのか考えさせてほしい。特に警察事務の特性からくる個人情報取扱いの考え方をもう少し、つきつめて考えてみたい。そこをどう表現するかももう少し考えてみたい。

委員：　本日の資料は考え方の整理であるから、現在までの審議を踏まえて、最終的にどのようにまとめればよいのかを会長の方で今一度、検討し、次回はそれを委員にお示しし、それを基に検討することによいか。

委員：　異議なし。

委員：　それでは、本日の審議はここまでとする。